特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	市税の収納及び滞納整理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、市税の収納及び滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

大阪府門真市長

公表日

令和8年10月15日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税の収納及び滞納整理に関する事務
②事務の概要	①市税（個人住民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税）の徴収に関すること。 ②市税の滞納整理及び処分に関すること。 ③市税の過誤納金の還付及び充当に関すること。 ④市税の督促状の発送に関すること。 ⑤市税の消滅時効及び不納欠損に関すること。 ⑥市税の資料の提供等の求めに関すること。 ⑦市税に関する納税証明書の交付に関すること。 ⑧その他市税に関すること。
③システムの名称	収納管理システム、統合宛名管理システム、証明書発行システム、個人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、住民基本台帳システム、宛名・納付システム（住登外管理システム）、滞納整理支援システム、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
収納管理ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第24の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 情報提供については実施しない。 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部　収納課
②所属長の役職名	収納課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	門真市　総務部　総務課 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号 電話06-6902-5684

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	門真市　総務部　収納課 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号 電話06-6902-5925

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　10万人以上30万人未満　］　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年12月26日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　500人未満　］　＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年12月26日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　発生なし　］　＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・情報提供ネットワーク利用時は利用した職員の氏名および利用時間を記録し管理を行っている。 ・情報提供ネットワークシステムを職員の手作業で行う際には2名以上によるチェックにて照会を行うようにしている。 ・照会結果の入力においても職員2名以上のチェックを行っている。 ・特定個人情報の記載がある書類については、施錠して保管し、保存期間経過後は廃棄している。	

9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[] 内部監査　[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	[] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月4日	評価書名	市税の収納に関する事務　基礎項目評価書	市税の収納及び滞納整理に関する事務基礎項目評価書	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
平成28年3月4日	個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言	門真市は、市税の収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、(略)	門真市は、市税の収納及び滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
平成28年3月4日	Ⅰ1. ①事務の名称	市税の収納に関する事務	市税の収納及び滞納整理に関する事務	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
平成28年3月4日	Ⅳ4. 特定個人情報ファイルの取扱				
平成29年9月6日	Ⅰ7. 請求先	門真市　総務部　法務監察課	門真市　総務部　総務課	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
平成30年4月5日	Ⅰ5. ②所属長	漕江　和貴	青木　正照	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
平成31年1月1日	Ⅰ5.（2）評価実施機関における担当部署	所属長	所属長の役職名	事後	様式改正に伴う変更
平成31年1月1日	Ⅳ リスク対策	無	新設	事後	様式改正に伴う変更
令和2年1月17日	Ⅱ1.対象人数　いつの時点の計数か	2015/4/1	2020/1/1	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和2年1月17日	Ⅱ2.取扱者数　いつの時点の計数か	2015/4/1	2020/1/1	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和2年4月1日	Ⅰ5. ①部署	総務部　納税課	総務部　債権管理課	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和2年4月1日	Ⅰ5. ②所属長の役職名	納税課長	債権管理課長	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和2年4月1日	Ⅰ8.連絡先	門真市　総務部　納税課	門真市　総務部　債権管理課	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和3年4月1日	Ⅰ5. ①部署	総務部　債権管理課	総務部　収納課	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和3年4月1日	Ⅰ5. ②所属長の役職名	債権管理課長	収納課長	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和3年4月1日	Ⅰ8.連絡先	門真市　総務部　債権管理課 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号	門真市　総務部　収納課 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和4年1月5日	Ⅳ1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和4年1月5日	Ⅳ4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和4年1月5日	Ⅳ4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	空欄	十分である	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和5年1月4日	Ⅰ1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①市税（個人住民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税）の収納情報の管理事務 ②過誤納金の還付及び充当を行い、通知書を送付する事務 ③納税義務者への督促状等の送付及び滞納情報の管理事務 ④税に関する各種証明書の交付事務	①市税（個人住民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税）の収納情報の管理事務 ②過誤納金の還付及び充当を行い、通知書を送付する事務 ③納税義務者への督促状等の送付及び滞納情報の管理事務 ④市税に関する納税証明書の交付事務	事前	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和7年1月22日	Ⅰ　関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①市税（個人住民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税）の収納情報の管理事務 ②過誤納金の還付及び充当を行い、通知書を送付する事務 ③納税義務者への督促状等の送付及び滞納情報の管理事務 ④市税に関する納税証明書の交付事務	①市税（個人住民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税）の徴収に関すること。 ②市税の滞納整理及び処分に関すること。 ③市税の過誤納金の還付及び充当に関すること。 ④市税の督促状の発送に関すること。 ⑤市税の消滅時効及び不納欠損に関すること。 ⑥市税の資料の提供等の求めに関すること。 ⑦市税に関する納税証明書の交付に関すること。 ⑧その他市税に関すること。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和7年1月22日	Ⅰ　関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項別表第1の16の項 2. 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項別表第24の項	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和7年1月22日	Ⅰ　関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和7年1月22日	Ⅰ　関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	なし	1. 情報提供の根拠 　情報提供については実施しない。 2. 情報照会の根拠 　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表48の項	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和7年1月22日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和7年1月22日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和7年1月22日	Ⅳ　リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）　[○]接続しない（提供）	[]接続しない（入手）　[○]接続しない（提供）	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和7年12月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年12月26日時点	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和7年12月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年12月26日時点	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和8年9月18日	Ⅰ1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	収納管理システム、統合宛名管理システム、証明書発行システム、個人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、住民基本台帳システム、宛名・納付システム（住登外管理システム）、滞納整理支援システム、	収納管理システム、統合宛名管理システム、証明書発行システム、個人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、住民基本台帳システム、宛名・納付システム（住登外管理システム）、滞納整理支援システム、サービス検索・電子申請機能	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない